

新潟市総合福祉会館指定管理者申請者評価会議開催要綱

(目的)

第1条 新潟市総合福祉会館（以下、「会館」という。）の管理運営を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせるため、当該施設の指定管理者候補者（以下「候補者」という。）を選定するにあたり、福祉等の見識者から専門的な意見を聴取し、候補者選定の参考とすることを目的として、新潟市総合福祉会館指定管理者申請者評価会議（以下、「評価会議」という。）を開催する。

(所掌事務)

第2条 評価会議は、会館の候補者選定の参考とすることを目的として、必要な事項について意見交換を行う。

(委員構成)

第3条 評価会議は、福祉等の見識者4名以内をもって構成する。

(第2条に係る評価会議)

第4条 第2条に係る評価会議においては、申請者に対し事業計画等に関する説明を求めるものとする。

(第2条の評価会議の評価方法)

第5条 評価会議の委員は、他の委員の意見も参考にあらかじめ別に定める評価項目に対して採点を行うものとする。

(会議の公開)

第6条 評価会議は公開とする。

2 申請者又は委員からの申し出により非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は会議で知り得た情報等を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 評価会議の庶務は、福祉部福祉総務課において処理する。

(雑則)

第9条 その他評価会議の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(新潟市総合福祉会館指定管理者選定委員会設置要綱の廃止)

2 新潟市総合福祉会館指定管理者選定委員会設置要綱（平成22年4月1日施行）は、廃止する。